東近江市公園施設長寿命化計画策定支援業務

仕 様 書

東近江市　都市整備部　都市計画課

第１章　総則

第１条（適用範囲）

本仕様書は、東近江市（以下「甲」という。）が実施する「東近江市公園施設長寿命化計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）について適用するものとし、受注者（以下「乙」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

第２条（業務の目的）

本業務は、市内の都市公園において生じる施設の老朽化の進行に対応し、施設の安全対策の強化を図り、効果的な維持管理や改修計画を策定するため、点検調査を実施し、その結果に基づく施設の健全度を把握し、劣化状況に応じた適切な補修、更新計画を定めた「公園施設長寿命化計画」を策定することを目的とする。

本計画は、市内の都市公園における適切な施設の点検及び定期的な補修等、予防保全型の管理や施設利用者の安全性の確保、公園の維持管理に係る予算の縮減・平準化の観点から策定を行うものとする。

第３条（準拠する法令等）

本業務は、本仕様書によるほか、次の各種法令、規則等に準拠して実施するものとする。

(1) 公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】（令和７年３月国土交通省）
(2) 都市公園法
(3) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第３版）（令和６年６月国土交通省）
(4) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）（国土交通省、平成26年６月）
(5) 遊具の安全に関する基準JPFA-SP-S：2024（一般社団法人日本公園施設業協会、平成26年６月）
(6) 国土交通省土木工事積算基準（国土交通省）
(7) 都市公園技術標準解説書（国土交通省）
(8) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂第２版）

（令和４年３月国土交通省）

(9) みんなのための公園づくり（社団法人日本公園緑地協会）

(10) 都市公園安全・安心対策に関する調査・計画（社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会）

(11) 公園緑地工事用語定義集ほか基準・要領（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課）

(12) 建築基準法

(13) 東近江市財務規則及びその他関係諸規定

(14) その他関係法令及び諸規定並びに関係書類

第４条（業務上の疑義）

乙は、本仕様書に明記されていない事項や本業務に関して疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議し、その指示に従うものとする。

第５条（貸与資料）

本業務の実施に当たり、乙は、甲より貸与を受けた資料について、責任をもってこれを管理し、汚損等の無いよう、取扱には万全の注意を払うこと。また、乙は、常にその管理状況を明らかにしておくものとする。

第６条（品質管理及び情報保護対策）

データ等の取扱については、別記個人情報取扱特記事項を遵守するとともに品質・環境の保持の観点も留意するものとする。

２　乙は、データセキュリティ対策に精通し、業務で使用する各種資料・データに含まれる個人情報、行政機密等の取扱については紛失、漏えいのないようにしなければならない。

３　乙は、今後の公園施設の適切な維持管理を考慮し、本業務を遂行するものとする。

４　乙は、国土強靭化の趣旨に賛同し、事業継続に関する取組を積極的に行っている事業者でなければならない。

そのため、乙は以下の資格の認証を取得しているものとし、本業務の契約時に登録証の写しを甲へ提出するものとする。

ISO 9001（品質マネジメントシステム（ＱＭＳ））

ISO 14001（環境マネジメントシステム（ＥＭＳ））
JIS Q 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
ISO 55001（アセットマネジメントシステム）
レジリエンス認証

第７条（技術者等の選定）

本業務の実施に当たり、甲の意図及び目的を十分に理解した上で、本業務に精通した経験者を管理技術者に定め、正確・丁寧に業務を遂行しなければならない。

２　管理技術者及び照査技術者は、以下の資格を有する者を配置しなければならない。

なお、各技術者は乙と直接的な雇用関係にある者とし、兼任や業務履行中の変更は認めない。

(1) 管理技術者は、技術士（都市及び地方計画）又はＲＣＣＭ（都市計画及び地方計画）を有し、過去５年以内に公園施設長寿命化計画策定業務に従事した実績がある技術者を配置すること。

(2) 照査技術者は、技術士（都市及び地方計画）を有し、過去５年以内に公園施設長寿命化計画策定業務に従事した実績がある技術者を配置すること。

３　測量士又はＧＩＳ作成の実務経験者を配置し、本市統合型ＧＩＳとの互換性や属性データの精度確保ができる作業体制を構築すること。

第８条（設計変更）

本業務作業中及び完了の結果、当初の設計数量に対して過大な変更が生じた場合は、甲乙協議の上設計変更を行うことができるものとする。

第９条（作業計画書等の提出）

乙は、本業務を実施するに当たり、甲と協議の上、下記の資料を甲に提出し、承認を得なければならない。

なお、計画を変更しようとする場合も同様とする。

(1) 着手届及び業務実施計画書

(2) 管理技術者届（経歴書・技術者資格の写し・直接雇用を

証明する書類添付）

(3) 照査技術者届（経歴書・技術者資格の写し・直接雇用を証明する書類添付）

(4) 作業実施体制表

(5) 業務工程表

(6) その他甲が必要とする書類

第10条（土地の立入り）

乙は他人の占有する土地に立入る必要がある場合は、あらかじめ当該土地の所有者又は占有者に了解を得るとともに、紛争が起こらないよう十分注意しなければならない。

第11条（諸事故の処理）

本業務実施中に発生した諸事故や第三者に与えた損害は、乙の責任において解決するものとし、発生原因、経過、内容を速やかに甲に報告するものとする。

第12条（打合せ協議）

打合せ協議は、着手時、中間２回、納品時、計４回を想定し、補足協議については随時行うものとする。

第13条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結日から令和９年３月19日までとする。

第14条（TECRIS登録）

乙は、契約時及び完成時において、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づく登録手続を行うこと。

第２章　業務内容

第15条（要旨）

本業務は下記の項目を要旨として遂行するものとする。

(1) 計画対象となる公園について、資料収集及び現場調査を実施し、公園施設の設置状況、利用状況、劣化や損傷の状況等を把握するため予備調査を行うものとする。

(2) 予備調査で予防保全型管理を行う候補としたものについて、構造材・消耗材の劣化や損傷の状況や美観等について詳細な健全度調査を行い、性能の低下状況について判定を行うものとする。

(3) 調査結果及びライフサイクルコストに基づき、公園の維持管理の基本方針、各公園施設の管理類型、対策の予定時期を検討し、長寿命化計画書を作成するものとする。

第16条（対象公園及び施設）

本業務の対象公園と公園ごとの施設一覧は、下記及び別紙１、別紙２の通りとする。

・近隣公園　５箇所

・地区公園　３箇所

第17条（業務概要）

本業務の業務概要は、下記の通りとする。

(1) 計画準備

(2) 予備調査

(3) 公園施設の健全度調査

(4) 健全度・緊急度の判定

(5) 長寿命化計画の策定

(6) 統合型ＧＩＳセットアップ

(7) 報告書作成

第18条（計画準備）

本業務の実施に当たっては、各作業が円滑に行われるよう、業務の詳細、作業工程等について計画準備を行い、業務実施計画書を作

成する。また、業務に必要となる以下の資料の収集を行う。

【表　貸与資料リスト】

No.	資料名称	備考
1	地形図データ（1/2500レベル）	ＧＩＳデータ等がある場合
2	航空写真データ	
3	公園の区域図・位置図、ＧＩＳデータ	紙図面又はＧＩＳデータ
4	公園台帳・平面図	施設の内容、位置が分かる資料
5	建築物の平面図、立面図(竣工図)	計画対象施設の場合
6	公園施設の補修・更新履歴	更新履歴等がある場合
7	遊具の点検結果（JPFA-SP-S:2024)	既存の点検結果を用いて計画策定する場合
8	建築基準法第12条に基づく定期点検結果	既存の点検結果を用いて計画策定する場合

第19条（予備調査）

対象公園の基礎情報は、既存資料（公園台帳・平面図）から把握、整理を行う。また、現地踏査を行い、施設の数量・規模を把握する。

現地踏査においては、公園施設ごとに写真撮影を行い施設の状況を記録し、予備調査票に取りまとめる。

なお、対象施設の状態を網羅的に記録し、撮影漏れ防止と点検後の経年変化把握を目的に、各公園の任意地点において１枚以上全方位カメラによる撮影を行うものとする。

予備調査においては、公園施設ごとに目標とすべき維持管理水準やライフサイクルコストの縮減効果の見込等を勘案し、対象施設を「予防保全型管理を行う候補」と「事後保全型管理」に分類する。

予備調査の対象施設は、既存計画に位置付ける公園施設とする。ただし、新たに長寿命化計画を策定する公園については、既存計画の公園施設を対象としつつ、詳細については協議の上決定する。

公園施設の効率的な維持管理を推進するため、予備調査の対象公園及び対象施設に係る位置情報をＧＩＳ（地理情報システム）データとして整備し、汎用性が高いシェープファイル形式のデータとして

とりまとめるものとする。

第20条（公園施設の健全度調査）

健全度調査は、現地において施設の劣化や損傷の状況を目視により調査し、撮影、記録等を行う。劣化が全体的又は著しく進行している施設（健全度判定がＣ又はＤの施設）については、補修や更新の時期、早期に必要となる具体的な対策内容について検討を行う。また、ライフサイクルコストの算定を効率的に実施するため、調査内容は詳細に記載する。

(1) 一般施設調査

一般施設については、各構造部材、付属物・消耗材の防食機能劣化、ゆるみ・脱落、亀裂、摩耗、ひび割れ、剥離、腐朽、変形・破損、ぐらつき等について、主に目視等による点検を実施する。健全度調査項目等の詳細については、公園施設長寿命化計画策定指針（案）健全度調査・判定事例集（平成24年４月）に基づくものとする。

一般施設のうち、遊戯施設等については、点検を既に実施済みであることから、原則点検結果に基づき、健全度・緊急度判定を行うものとする。

(2) 建築物調査

建築物については、公園施設長寿命化計画策定指針（案）参考資料集（平成24年４月）に示される健全度調査用チェックシートをもとに、建物外部、屋根、建物内部、設備等の各部位について、主に目視等による点検を実施する。

なお、別表２における建築基準法第12条に規定される建築物については、本市が所有する点検結果を提供するが、その他の建築物についての調査は建築士（一級又は二級）、又は建築施工管理技士（一級又は二級）の資格を有する者が調査すること。

第21条（健全度・緊急度の判定）

対象施設の健全度・緊急度は、既存資料や健全度調査で得られた結果に基づき評価・判定を行う。健全度は、公園施設長寿命化策定指針（案）【改定版】（国土交通省）に基づく以下の「Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ」の４段階評価を基準とし、遊戯施

設については事故の要因となるハザードについて考慮し評価を行うものとする。また、対象施設の緊急度は、健全度判定やハザードの評価結果から判定し、調査票にとりまとめる。

健全度は構造部材に対する判定結果に基づき総合的に評価を行うことを基本とするが、部材の損傷が重大な事故につながるおそれがある場合等は、非構造部材（消耗材）の劣化についても注意し総合評価として考慮を行うものとする。

【表　健全度判定における評価基準】

ランク	評価基準
A	・全体的に健全である。 ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	・全体的に健全だが部分的に劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	・全体的に劣化が進行している。 ・重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修又は更新が必要なもの。
D	・全体的に顕著な劣化である。 ・重大な事故につながるおそれがあり、公園施設の利用禁止若しくは緊急な補修、又は更新が必要とされるもの。

出典：公園施設長寿命化策定指針（案）（国土交通省）

【表　緊急度判定の評価基準】

ランク	評価基準
高	・健全度判定がＤの施設 ・健全度判定がＣの施設のうち、優先して補修又は更新を行うこととする公園施設
中	・健全度判定がＣの施設のうち、優先して補修又は更新を行わない公園施設
低	・健全度判定がＡ又はＢの公園施設

出典：公園施設長寿命化策定指針（案）（国土交通省）

【表　ハザードレベルの評価基準】

レベル	評価基準
0	傷害をもたらす物的ハザードがない状態
1	経度の傷害をもたらすハザードがある状態
2	重大であるが恒久的ではない傷害をもたらすハザードがある状態
3	生命にかかわる危険があるか、重度の傷害又は恒久的な障害をもたらすハザードがある状態

出典：遊具の安全に関する基準JPFA-SP-S：2024（一般社団法人日本公園施設業協会、2014年６月）

第22条（公園施設長寿命化計画の策定）

これまでの調査結果等を踏まえ、「基本方針の設定」、「公園施設の長寿命化対策の検討」、「公園施設長寿命化対策による効果（ＬＣＣ縮減額の算出）」について検討を行い、「長寿命化計画書の策定」を行う。

計画の策定に当たっては、「予防保全型管理を行う候補」として分類した施設について、施設ごとにライフサイクルコストを算出し、適切な補修計画による縮減効果の有無を検証し、管理類型（予防保全型管理・事後保全型管理）を設定する。

１　基本方針の設定

(1) 管理区分の設定

(2) 日常的な維持保全に関する基本方針の設定

(3) 公園施設の長寿命化のための基本方針

２　公園施設の長寿命化対策の検討

(1) 基本事項の整理

計画期間・目標年度の設定、使用見込み期間の設定、更新見込み年度の設定

(2) 予防保全型管理を実施するための長寿命化対策の検討

・予防保全型管理を実施するための長寿命化対策時期の検討

・定期的な健全度調査の実施方針

・修繕又は改築等の工法の設定

(3) 長寿命化対策費用の算出

・維持保全に関する費用

・健全度調査に関する費用
・改修に関する費用
・撤去、更新に関する費用

3　公園施設長寿命化対策による効果（ＬＣＣ縮減額の算出）

上記で設定した基本方針に基づき、以下の事項についての検討を行う。

(1) 工法の選定とライフサイクルコスト（ＬＣＣ）の算定

点検調査結果から公園施設の保全工法とライフサイクルコスト縮減額を算出する。

(2) 施設の修繕、改築・更新計画

整備計画年次の設定を行う。

(3) 年次計画の検討

算出した概算費用に基づき年次計画を検討する。年次計画は、公園の維持管理に係る予算制約条件等を参考に、施設の対策の優先度等から年次計画の平準化について検討し、実行可能な計画を策定する。

4　長寿命化計画書の策定

公園施設長寿命化計画は、下記事項に定めた内容を計画調書としてとりまとめる。

【作成様式】

様式０　公園施設長寿命化計画書
様式１　公園施設長寿命化計画調書（総括表）
様式２　公園施設長寿命化計画調書（都市公園別）
様式３　公園施設長寿命化計画調書（公園施設種類別現況）

第23条（統合型ＧＩＳセットアップ）

本業務の対象となる公園区域のＧＩＳデータについて、現在本市で運用中の統合型ＧＩＳにセットアップするものとする。

なお、セットアップ後、動作検証を行い、統合型ＧＩＳで問題なく動作できるまで、乙が責任をもって対応しなければならないものとする。

第24条（報告書作成）

前条までに整理・作成した一連の成果については、業務報告書と

してとりまとめるものとする。また、公園施設長寿命化計画の様式０から様式３までのほか、健全度調査に係る調査票、点検票及びライフサイクルコストの算出に係る根拠資料等についてもとりまとめを行う。

なお、本業務の点検結果及び全方位画像は、地図情報等を背景として位置情報と紐付けて確認できるよう設定する。インストール不要な簡易ＧＩＳツールで、地図上から閲覧できるよう設定の上納品すること。本ツールのプログラムの著作権の甲への譲渡は無いものとする。

なお、本ツールは以下の要件を満たすこと。

(1) インストール不要で動作可能なこと。

(2) インターネットに接続不要で、オフラインでも動作可能なこと。

(3) 全方位画像のメタデータを読み取り、立体的に見ることが可能な機能を有すること。

(4) マウス操作により地図の拡大縮小が表示され、公園位置のクリックにより、調書と全方位画像を閲覧できること。

(5) 全方位画像は、撮影位置の把握が可能となるよう、平面図や構造図と重ね合わせ、視点方向が分かるように閲覧できること。

第３章　成果品

第25条（成果品）

成果品の提出については、次のとおりとする。

(1) 業務報告書　１部
　様式０から３まで、健全度調査、ＬＣＣ算出根拠資料等
(2) 長寿命化計画書（様式０から様式３）　２部
(3) 各種施設の健全度調査票及び写真　１部
(4) 公園施設位置図（予備調査対象公園）　１式
(5) ＧＩＳデータ（シェープファイル形式）　１式
(6) 全方位カメラ画像（ＪＰＧ形式）　１式
(7) 簡易ＧＩＳツール　１式
(8) ライフサイクルコスト算出根拠　１式
(9) その他計画検討時の基礎資料　１式
(10) その他甲の必要とするもの　１式

第26条（検査・訂正）

本業務の最終成果品については、甲の指定する検査員又は監査員の検査を受け、この合格をもって完了とする。

２　成果品の検査及び引渡し後において、誤り又は訂正事項等が発生した場合には、乙の負担で速やかにこれを修正するものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１条　受注者（以下「乙」という。）は、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。特定個人情報及び個人番号を取り扱うときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を含む。）並びに東近江市（以下「甲」という。）の定める東近江市保有個人情報等取扱規程（令和５年東近江市訓令第２号）及び東近江市情報セキュリティ対策基準（平成27年東近江市訓令第42号）その他関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　乙は、本件事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（従事者等への監督及び教育）

第３条　乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る事務の責任者及び従事者（以下「従事者等」という。）に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

（収集の制限）

第４条　乙は、本件事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用の禁止等）

第５条　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本件事務に関して知り得た個人情報を本件事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第６条　乙は、本件事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（持出しの禁止）

第７条　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本件事務を処理するために必要な範囲を超えて、乙が本件事務に係る個人情報を取り扱う作業場所から個人情報を持ち出してはならない。

（複写等の禁止）

第８条　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本件事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、本件事務を効率的に処理するため、乙の管理下において使用する場合はこの限りでない。

（資料等の返還等）

第９条　乙は、本件事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

（個人情報の取扱いの委任の禁止等）

第10条　乙は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

２　前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。以下「再受任者」という。）に取り扱わせる場合（以下「再委任」という。）は、乙は、再受任者に第１条から前条までの規定及びこの契約に基づく個人情報の取扱いに係る一切の義務を遵守させるとともに、再受任者との契約の内容にかかわらず、甲に対して再受任者による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

３　乙は、再委任をする場合において、再受任者との間で締結する契約書等に第１条から前条までの規定を明記しなければならない。

４　乙は、再委任をする場合は、発注する事務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再受任者に対し適切な管理及び監督を行うものとする。

（従事者等の明確化）

第11条　乙は、従事者等を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第12条　乙は、本件事務に係る個人情報を取り扱う作業場所を特定し、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

（報告義務）

第13条　乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

（事故報告義務）

第14条　乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

２　乙は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が生じたときは、直ちに当該事態が生じた旨を甲に報告しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（再受任者の報告義務）

第15条　第11条から前条までの規定は、再受任者に再委任をする場合について準用する。この場合において、当該再受任者の甲に対する報告は、乙がとりまとめ、行うものとする。

（実地調査）

第16条　甲は、必要があると認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙及び再受任者の本件事務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。

２　甲は、必要があると認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙に対し再受任者の本件事務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査するよう指示することができる。

（勧告）

第17条　甲は、乙及び再受任者の本件事務に係る個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、乙に対し必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

（契約の解除及び損害賠償）

第18条　甲は、前条の勧告による必要な措置をとらないときその他乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第19条　乙は、本件事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

別紙１

対象公園施設一覧

番号	公園名	公園面積（ha）	見積用種別	備考
1	布施公園	11.9	地区	
2	雪野山歴史公園	2.8	近隣	
3	五個荘中央公園	2.67	近隣	
4	ひばり公園	10.05	地区	
5	林中央公園	1.86	近隣	
6	長山公園	3.8	近隣	
7	東近江市総合運動公園	24.7	地区	布引運動公園
8	繖公園	3.9	近隣	きぬがさ公園

別紙２

全施設連番	公園名	公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	数量	規格	設置年数	経過年数	見積用施設種別
1	布施公園	遊戯施設	ターザンロープ	ターザンロープ	1基		H27	6	遊具C
2	布施公園	遊戯施設	複合遊具	大型複合遊具	1基		H27	6	大型複合遊具
3	布施公園	遊戯施設	複合遊具	小型複合遊具	1基		H27	6	小型複合遊具
4	布施公園	便益施設	便所	トイレ	1棟	30.0㎡	1993	34	建築物100㎡以下(管理事務所等)
5	布施公園	その他施設	物見櫓	物見櫓	1棟	54.19㎡	1995	32	建築物100㎡以下(倉庫等)
6	布施公園	管理施設	管理棟	管理棟	1棟	7.45㎡	1993	34	建築物100㎡以下(管理事務所等)
7	雪野山歴史公園	便益施設	便所	トイレ	1棟	11.52㎡	1990	37	建築物100㎡以下(管理事務所等)
8	雪野山歴史公園	便益施設	便所	トイレ	1棟	17.28㎡	1990	37	建築物100㎡以下(管理事務所等)
9	雪野山歴史公園	便益施設	便所	トイレ	1棟	11.52㎡	1990	37	建築物100㎡以下(管理事務所等)
10	五個荘中央公園	遊戯施設	スプリング遊具	動物スプリング遊具	1基		H28	5	遊具A
11	五個荘中央公園	遊戯施設	砂場	砂場	1基		H28	5	遊具A
12	五個荘中央公園	遊戯施設	複合遊具	大型複合遊具	1基		H28	5	大型複合遊具
13	五個荘中央公園	遊戯施設	複合遊具	小型複合遊具	1基		H27	6	小型複合遊具
14	五個荘中央公園	遊戯施設	ターザンロープ	ターザンロープ	1基		H28	5	遊具C
15	五個荘中央公園	遊戯施設	ブランコ	ブランコ	1基		H27	6	遊具C
16	五個荘中央公園	便益施設	便所	トイレ	1棟	43.23㎡	1990	37	建築物100㎡以下(管理事務所等)
17	ひばり公園	遊戯施設	スプリング遊具	動物スプリング遊具1	1基		H29	4	遊具A
18	ひばり公園	遊戯施設	スプリング遊具	動物スプリング遊具2	1基		H29	4	遊具A
19	ひばり公園	遊戯施設	スプリング遊具	動物スプリング遊具3	1基		H29	4	遊具A
20	ひばり公園	遊戯施設	健康遊具	健康遊具1	1基		H29	4	遊具A
21	ひばり公園	遊戯施設	健康遊具	健康遊具2	1基		H29	4	遊具A
22	ひばり公園	遊戯施設	健康遊具	健康遊具3	1基		H29	4	遊具A
23	ひばり公園	遊戯施設	ターザンロープ	ターザンロープ1	1基		H29	4	遊具C
24	ひばり公園	遊戯施設	ターザンロープ	ターザンロープ2	1基		H29	4	遊具C
25	ひばり公園	遊戯施設	滑り台	幼児用滑り台	1基		H29	4	遊具B
26	ひばり公園	遊戯施設	ブランコ	ブランコ （バケットシート型）	1基		H29	4	遊具B
27	ひばり公園	遊戯施設	砂場	砂場1	1基		H29	4	遊具A
28	ひばり公園	遊戯施設	砂場	砂場2	1基		H29	4	遊具A
29	ひばり公園	遊戯施設	複合遊具	中型複合遊具	1基		H29	4	中型複合遊具
30	ひばり公園	遊戯施設	複合遊具	小型複合遊具1	1基		H29	4	小型複合遊具
31	ひばり公園	遊戯施設	ブランコ	ブランコ	1基		H29	4	遊具B
32	ひばり公園	遊戯施設	ブランコ	ブランコ	1基		H29	4	遊具B
33	ひばり公園	遊戯施設	複合遊具	小型複合遊具2	1基		H29	4	小型複合遊具
34	ひばり公園	便益施設	便所	トイレ1	1棟	92.04㎡	1994	33	建築物100㎡以下(管理事務所等)
35	ひばり公園	便益施設	便所	トイレ2	1棟	37.56㎡	1993	34	建築物100㎡以下(管理事務所等)
36	ひばり公園	便益施設	便所	トイレ3	1棟	84.36㎡	1994	33	建築物100㎡以下(管理事務所等)
37	ひばり公園	便益施設	便所	トイレ4	1棟	44.08㎡	1993	34	建築物100㎡以下(管理事務所等)
38	ひばり公園	休養施設	シェルター	シェルター02	1棟	117.67㎡	1994	33	一般施設C
39	ひばり公園	運動施設	野球場	湖東スタジアム	1棟	1,676.18㎡ 建物外部仕上げ	1991	36	建築物1000㎡以上(体育館等)
40	ひばり公園	運動施設	野球場	湖東スタジアム	1棟	1,676.18㎡ 建物内部仕上げ	1991	36	
41	ひばり公園	運動施設	野球場	湖東スタジアム	1棟	1,676.18㎡ 建物電気	1991	36	各種設備
42	ひばり公園	運動施設	野球場	湖東スタジアム	1棟	1,676.18㎡ 建物空調	1991	36	各種設備
43	ひばり公園	運動施設	野球場	湖東スタジアム	1棟	1,676.18㎡ 建物衛生	1991	36	各種設備
44	ひばり公園	運動施設	野球場	バックネットS	1箇所	45.0m	1991	36	一般施設A
45	ひばり公園	運動施設	野球場	スコアボード、バックスクリーン	1箇所	57.12㎡	1991	36	建築物100㎡以下(倉庫等)
46	ひばり公園	運動施設	野球場	外野フェンスS	1箇所	210.0m	1991	36	一般施設A
47	ひばり公園	運動施設	野球場	防球ネットS1	1基	85.0m	1991	36	一般施設A
48	ひばり公園	運動施設	野球場	防球ネットS3	1基	71.5m	1991	36	一般施設A
49	ひばり公園	運動施設	野球場	ナイター照明S01	1基 48灯		1991	36	一般施設A
50	ひばり公園	運動施設	野球場	ナイター照明S02	1基 48灯		1991	36	一般施設A
51	ひばり公園	運動施設	野球場	ナイター照明S03	1基 48灯		1991	36	一般施設A
52	ひばり公園	運動施設	野球場	ナイター照明S04	1基 48灯		1991	36	一般施設A
53	ひばり公園	運動施設	野球場	ナイター照明S05	1基 48灯		1991	36	一般施設A
54	ひばり公園	運動施設	野球場	ナイター照明S06	1基 48灯		1991	36	一般施設A
55	ひばり公園	運動施設	テニスコート	テニスコート（屋内）A	1箇所	700.00㎡	1994	33	建築物1000㎡以下(体育館等)
56	ひばり公園	運動施設	テニスコート	テニスコート（屋内）B	1箇所	700.00㎡	1994	33	建築物1000㎡以下(体育館等)
57	ひばり公園	運動施設	テニスコート	テニスコートA	1箇所	725.0㎡	1994	33	一般施設C
58	ひばり公園	運動施設	テニスコート	テニスコートB	1箇所	725.0㎡	1994	33	一般施設C
59	ひばり公園	運動施設	テニスコート	テニスコートC	1箇所	725.0㎡	1994	33	一般施設C
60	ひばり公園	運動施設	テニスコート	テニスコートD	1箇所	725.0㎡	1994	33	一般施設C

※建築基準法第12条点検済

全施設連番	公園名	公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	数量	規格	設置年数	経過年数	見積用施設種別
61	ひばり公園	運動施設	体育館	ひばりドーム	1棟	1,407.00㎡ 建物外部仕上げ	1994	33	建築物1000㎡以上(体育館等)
62	ひばり公園	運動施設	体育館	ひばりドーム	1棟	1,407.00㎡ 建物内部仕上げ	1994	33	
63	ひばり公園	運動施設	体育館	ひばりドーム	1棟	1,407.00㎡ 建物電気	1994	33	各種設備
64	ひばり公園	運動施設	体育館	ひばりドーム	1棟	1,407.00㎡ 建物衛生	1994	33	各種設備
65	ひばり公園	運動施設	テニスコート	防球フェンス T1	1箇所	150.0m	1994	33	一般施設A
66	ひばり公園	運動施設	テニスコート	防球フェンス T2	1箇所	150.0m	1994	33	一般施設A
67	ひばり公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T101	1基 1灯		1994	33	一般施設A
68	ひばり公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T102	1基 1灯		1994	33	一般施設A
69	ひばり公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T103	1基 1灯		1994	33	一般施設A
70	ひばり公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T104	1基 2灯		1994	33	一般施設A
71	ひばり公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T105	1基 2灯		1994	33	一般施設A
72	ひばり公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T106	1基 2灯		1994	33	一般施設A
73	ひばり公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T107	1基 1灯		1994	33	一般施設A
74	ひばり公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T108	1基 1灯		1994	33	一般施設A
75	ひばり公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T109	1基 1灯		1994	33	一般施設A
76	ひばり公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T201	1基 1灯		1994	33	一般施設A
77	ひばり公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T202	1基 1灯		1994	33	一般施設A
78	ひばり公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T203	1基 1灯		1994	33	一般施設A
79	ひばり公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T204	1基 2灯		1994	33	一般施設A
80	ひばり公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T205	1基 2灯		1994	33	一般施設A
81	ひばり公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T206	1基 2灯		1994	33	一般施設A
82	ひばり公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T207	1基 1灯		1994	33	一般施設A
83	ひばり公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T208	1基 1灯		1994	33	一般施設A
84	ひばり公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T209	1基 1灯		1994	33	一般施設A
85	ひばり公園	運動施設	多目的広場	階段スタンド	1箇所	630.00㎡	1991	36	一般施設B
86	ひばり公園	運動施設	多目的広場	ナイター照明G01	1基 16灯		1991	36	一般施設A
87	ひばり公園	運動施設	多目的広場	ナイター照明G02	1基 16灯		1991	36	一般施設A
88	ひばり公園	運動施設	多目的広場	ナイター照明G03	1基 16灯		1991	36	一般施設A
89	ひばり公園	運動施設	多目的広場	ナイター照明G04	1基 16灯		1991	36	一般施設A
90	ひばり公園	運動施設	多目的広場	ナイター照明G05	1基 16灯		1991	36	一般施設A
91	林中央公園	遊戯施設	複合遊具	小型複合遊具1	1基		H16	17	小型複合遊具
92	林中央公園	遊戯施設	複合遊具	小型複合遊具2	1基		H16	17	小型複合遊具
93	林中央公園	便益施設	便所	便所	1棟	38.00㎡	1998	29	建築物100㎡以下(管理事務所等)
94	長山公園	運動施設	野球場	バックネット	1箇所	90.0m	1979	48	一般施設A
95	長山公園	運動施設	野球場	ナイター照明B01	1基 26灯		1979	48	一般施設A
96	長山公園	運動施設	野球場	ナイター照明B02	1基 24灯		1979	48	一般施設A
97	長山公園	運動施設	野球場	ナイター照明B03	1基 26灯		1979	48	一般施設A
98	長山公園	運動施設	野球場	ナイター照明B04	1基 24灯		1979	48	一般施設A
99	長山公園	運動施設	テニスコート	テニスコートA	1箇所	840.00㎡	1979	48	一般施設C
100	長山公園	運動施設	テニスコート	テニスコートB	1箇所	840.00㎡	1979	48	一般施設C
101	長山公園	運動施設	テニスコート	防球ネットT	1箇所	156.0m	1979	48	一般施設A

全施設連番	公園名	公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	数量	規格	設置年数	経過年数	見積用施設種別
102	長山公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T01	1基 1灯		1979	48	一般施設A
103	長山公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T02	1基 1灯		1979	48	一般施設A
104	長山公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T03	1基 1灯		1979	48	一般施設A
105	長山公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T04	1基 2灯		1979	48	一般施設A
106	長山公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T05	1基 4灯		1979	48	一般施設A
107	長山公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T06	1基 2灯		1979	48	一般施設A
108	長山公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T07	1基 1灯		1979	48	一般施設A
109	長山公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T08	1基 1灯		1979	48	一般施設A
110	長山公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明T09	1基 1灯		1979	48	一般施設A
111	長山公園	運動施設	グラウンド	防球フェンス01	1箇所	65.0m	1979	48	一般施設A
112	長山公園	運動施設	グラウンド	防球フェンス02	1箇所	350.0m	1979	48	一般施設A
113	長山公園	運動施設	ふれあいグラウンド	バックネットE	1箇所	30.0m	1979	48	一般施設A
114	長山公園	運動施設	ふれあいグラウンド	防球フェンス03	1箇所	90.0m	1979	48	一般施設A
115	長山公園	運動施設	ふれあいグラウンド	防球フェンス04	1箇所	220.0m	1979	48	一般施設A
116	長山公園	便益施設	便所	便所（テニスコート側）	1棟	32.00㎡	1979	48	建築物100㎡以下(管理事務所等)
117	長山公園	便益施設	便所	便所（駐車場側）	1棟	32.00㎡	1979	48	建築物100㎡以下(管理事務所等)
118	長山公園	管理施設	管理棟	事務所棟	1棟	280.70㎡	1981	46	建築物300㎡以下(管理事務所等)
119	きぬがさ公園	遊戯施設	複合遊具	小型複合遊具1	1基		S59	37	小型複合遊具
120	きぬがさ公園	遊戯施設	複合遊具	小型複合遊具2	1基		S59	37	小型複合遊具
121	きぬがさ公園	遊戯施設	鉄棒	5連鉄棒	1基		S59	37	遊具A
122	きぬがさ公園	運動施設	野球場	バックネットB	1基	22.5m	1984	43	一般施設A
123	きぬがさ公園	運動施設	ソフトボール場	バックネットM	1基	18.0m	1984	43	一般施設A
124	きぬがさ公園	運動施設	野球場	ダッグアウト01	1棟	21.00㎡	1984	43	建築物100㎡以下(倉庫等)
125	きぬがさ公園	運動施設	野球場	ダッグアウト02	1棟	21.00㎡	1984	43	建築物100㎡以下(倉庫等)
126	きぬがさ公園	運動施設	野球場	防球ネットB	1箇所	40.0m	1984	43	一般施設A
127	きぬがさ公園	運動施設	野球場	ナイター照明 B01	1基 20灯		1984	43	一般施設A
128	きぬがさ公園	運動施設	野球場	ナイター照明 B02	1基 24灯		1984	43	一般施設A
129	きぬがさ公園	運動施設	野球場	ナイター照明 B03	1基 20灯		1984	43	一般施設A
130	きぬがさ公園	運動施設	野球場	ナイター照明 B04	1基 24灯		1984	43	一般施設A
131	きぬがさ公園	運動施設	テニスコート	テニスコートA	1箇所	770.00㎡	1998	29	一般施設C
132	きぬがさ公園	運動施設	テニスコート	テニスコートB	1箇所	770.00㎡	1998	29	一般施設C
133	きぬがさ公園	運動施設	テニスコート	防球フェンスT	1箇所	180.0m	1998	29	一般施設A
134	きぬがさ公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明 T01	1基 1灯		1998	29	一般施設A
135	きぬがさ公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明 T02	1基 1灯		1998	29	一般施設A
136	きぬがさ公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明 T03	1基 1灯		1998	29	一般施設A
137	きぬがさ公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明 T04	1基 1灯		1998	29	一般施設A
138	きぬがさ公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明 T05	1基 1灯		1998	29	一般施設A
139	きぬがさ公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明 T06	1基 1灯		1998	29	一般施設A
140	きぬがさ公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明 T07	1基 1灯		1998	29	一般施設A
141	きぬがさ公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明 T08	1基 1灯		1998	29	一般施設A
142	きぬがさ公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明 T09	1基 1灯		1998	29	一般施設A
143	きぬがさ公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明 T10	1基 1灯		1998	29	一般施設A
144	きぬがさ公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明 T11	1基 1灯		1998	29	一般施設A
145	きぬがさ公園	運動施設	テニスコート	ナイター照明 T12	1基 1灯		1998	29	一般施設A
146	きぬがさ公園	運動施設	ソフトボール場	防球ネットM	1箇所	90.0m	1998	29	一般施設A
147	きぬがさ公園	運動施設	ソフトボール場	ナイター照明 M01	1基 2灯		1998	29	一般施設A

全施設連番	公園名	公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	数量	規格	設置年数	経過年数	見積用施設種別
148	きぬがさ公園	運動施設	ソフトボール場	ナイター照明 M02	1基 2灯		1998	29	一般施設A
149	きぬがさ公園	運動施設	ソフトボール場	ナイター照明 M03	1基 2灯		1998	29	一般施設A
150	きぬがさ公園	運動施設	ソフトボール場	ナイター照明 M04	1基 2灯		1998	29	一般施設A
151	きぬがさ公園	便益施設	便所	屋外トイレ（南側）	1棟	16.76㎡	1998	29	建築物100㎡以下(管理事務所等)
152	きぬがさ公園	便益施設	便所	屋外トイレ（野球場側）	1棟	26.60㎡	1984	43	建築物100㎡以下(管理事務所等)
153	きぬがさ公園	管理施設	その他施設	倉庫	1棟	90.00㎡	1984	43	建築物100㎡以下(倉庫等)
154	布引運動公園	休養施設	休憩所	円形シェルター	1基	52.01㎡	2010	17	一般施設C
155	布引運動公園	運動施設	陸上競技場	競技場（舗装）	1式	15,361.00㎡	2009	18	一般施設B
156	布引運動公園	運動施設	陸上競技場	グリーンスタジアム	1棟	2,784.28㎡ 建物外部仕上げ	2009	18	建築物1000㎡以上(体育館等)
157	布引運動公園	運動施設	陸上競技場	グリーンスタジアム	1棟	2,784.28㎡ 建物内部仕上げ	2009	18	
158	布引運動公園	運動施設	陸上競技場	グリーンスタジアム	1棟	2,784.28㎡ 建物電気	2009	18	各種設備
159	布引運動公園	運動施設	陸上競技場	グリーンスタジアム	1棟	2,784.28㎡ 建物空調	2009	18	各種設備
160	布引運動公園	運動施設	陸上競技場	グリーンスタジアム	1棟	2,784.28㎡ 建物衛生	2009	18	各種設備
161	布引運動公園	運動施設	プール	プール	1棟	1,595.07㎡ 建物外部仕上げ	1993	34	建築物1000㎡以上(体育館等)
162	布引運動公園	運動施設	プール	プール	1棟	1,595.07㎡ 建物内部仕上げ	1993	34	
163	布引運動公園	運動施設	プール	プール	1棟	1,595.07㎡ 建物電気	1993	34	各種設備
164	布引運動公園	運動施設	プール	プール	1棟	1,595.07㎡ 建物空調	1993	34	各種設備
165	布引運動公園	運動施設	プール	プール	1棟	1,595.07㎡ 建物衛生	1993	34	各種設備
166	布引運動公園	運動施設	弓道場	弓道場	1棟	403.07㎡ 建物外部仕上げ	1999	28	建築物500㎡以下(体育館等)
167	布引運動公園	運動施設	弓道場	弓道場	1棟	403.07㎡ 建物内部仕上げ	1999	28	
168	布引運動公園	運動施設	弓道場	弓道場	1棟	403.07㎡ 建物電気	1999	28	各種設備
169	布引運動公園	運動施設	弓道場	弓道場	1棟	403.07㎡ 建物衛生	1999	28	各種設備
170	布引運動公園	運動施設	体育館	体育館	1棟	5,266.70㎡ 建物外部仕上げ	1991	36	建築物1000㎡以上(体育館等)
171	布引運動公園	運動施設	体育館	体育館	1棟	5,266.70㎡ 建物内部仕上げ	1991	36	
172	布引運動公園	運動施設	体育館	体育館	1棟	5,266.70㎡ 建物電気	1991	36	各種設備
173	布引運動公園	運動施設	体育館	体育館	1棟	5,266.70㎡ 建物空調	1991	36	各種設備
174	布引運動公園	運動施設	体育館	体育館	1棟	5,266.70㎡ 建物衛生	1991	36	各種設備
175	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	多目的グラウンドスタンド-1	1式 16基		2009	18	一般施設B
176	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	多目的グラウンドスタンド-2	1式 16基		2009	18	一般施設B
177	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	バックネットA	1基	16.0m	2008	19	一般施設A
178	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	バックネットB	1基	16.0m	2008	19	一般施設A
179	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	バックネットC	1基	16.0m	2008	19	一般施設A
180	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	バックネットD	1基	16.0m	2008	19	一般施設A
181	布引運動公園	運動施設	多目的広場	防球ネット101	1箇所	148.0m	1999	28	一般施設A
182	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	防球フェンス	1箇所	530.0m	2008	19	一般施設A
183	布引運動公園	運動施設	多目的広場	防球フェンス101	1箇所	78.0m	1999	28	一般施設A
184	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	多目的グラウンド照明塔E01	1基 12灯		2010	17	一般施設A
185	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	多目的グラウンド照明塔E02	1基 12灯		2010	17	一般施設A
186	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	多目的グラウンド照明塔E03	1基 12灯		2010	17	一般施設A
187	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	多目的グラウンド照明塔E04	1基 12灯		2010	17	一般施設A
188	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	多目的グラウンド照明塔E05	1基 12灯		2010	17	一般施設A
189	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	多目的グラウンド照明塔E06	1基 12灯		2010	17	一般施設A

全施設連番	公園名	公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	数量	規格	設置年数	経過年数	見積用施設種別
190	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	多目的グラウンド照明塔E07	1基 12灯		2010	17	一般施設A
191	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	多目的グラウンド照明塔E08	1基 12灯		2010	17	一般施設A
192	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	多目的グラウンド照明塔E09	1基 12灯		2010	17	一般施設A
193	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	多目的グラウンド照明塔E10	1基 12灯		2010	17	一般施設A
194	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	多目的グラウンド照明塔E11	1基 12灯		2010	17	一般施設A
195	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	多目的グラウンド照明塔E12	1基 12灯		2010	17	一般施設A
196	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	多目的グラウンド照明塔E13	1基 12灯		2010	17	一般施設A
197	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	多目的グラウンド照明塔E14	1基 12灯		2010	17	一般施設A
198	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	多目的グラウンド照明塔E15	1基 12灯		2010	17	一般施設A
199	布引運動公園	運動施設	多目的グラウンド	多目的グラウンド照明塔E16	1基 12灯		2010	17	一般施設A
200	布引運動公園	便益施設	便所	競技場便所	1棟	52.35㎡	2009	18	建築物100㎡以下(管理事務所等)
201	布引運動公園	便益施設	便所	防災便所1	1棟	66.57㎡	2009	18	建築物100㎡以下(管理事務所等)
202	布引運動公園	便益施設	便所	防災便所2	1棟	66.57㎡	2009	18	建築物100㎡以下(管理事務所等)
203	布引運動公園	便益施設	便所	森の便所	1棟	49.67㎡	2009	18	建築物100㎡以下(管理事務所等)
204	布引運動公園	便益施設	便所	駐車場便所	1棟	49.67㎡	2009	18	建築物100㎡以下(管理事務所等)
205	布引運動公園	便益施設	便所	屋外便所	1棟	40.18㎡	1999	28	建築物100㎡以下(管理事務所等)
206	布引運動公園	遊戯施設	複合遊具（中型）	複合遊具	1基		H22	6	中型複合遊具
207	布引運動公園	遊戯施設	複合遊具（小型）	複合遊具	1基		H22	6	小型複合遊具
208	布引運動公園	遊戯施設	ぷらんこ	ぷらんこ	1基		H22	6	遊具B
209	布引運動公園	遊戯施設	ぷらんこ柵	ぷらんこ柵	1基		H22	6	遊具A
210	布引運動公園	遊戯施設	スイング遊具	スイング遊具01（シマウマ）	1基		H22	6	遊具A
211	布引運動公園	遊戯施設	スイング遊具	スイング遊具02（ライオン）	1基		H22	6	遊具A
212	布引運動公園	遊戯施設	健康遊具	健康遊具01	1基		H22	6	遊具A
213	布引運動公園	遊戯施設	健康遊具	健康遊具02	1基		H22	6	遊具A